安城市ふるさと寄付金返礼品提供パートナー募集要項

令和６年４月１日

１　目的

　　次の目標を達成するため、寄附者へのお礼品として贈呈する商品又はサービスの提供にご協力いただけ

る事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

（１）安城市が、ふるさと納税制度を通じて、市内事業者や寄付者に安城市を知ってもらい、地域の活性化

（持続可能性の向上）につなげていくこと。

（２）市内事業者が、ふるさと納税制度により、自社サービスが地域の活性化に貢献し、その貢献によって販路拡大などにつながったと実感できること。

（３）寄付者が、ふるさと納税等による寄付が「地域の活性化に貢献した（力になった）」と実感できるこ

と。

２　協力事業者の要件

次の要件のいずれにも適合する事業者であること。ただし、本市及び取りまとめ業者が協議のうえ、協力事業者として適当でないと認めた場合は参加できないことがあります。

（１）法人その他の団体又は個人事業者であること。

（２）市内事業者は安城市税に、それ以外の事業者は国税に滞納がないこと。

（３）企業の代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団等の構成員等でないこと。

（４）個人情報の保護に関する法律及び関連法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。

（５）各種法令を遵守した生産、製造、加工又はサービスを行っていること。

（６）電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、取りまとめ業者との連絡が電子メールにて確実に取れる者であること。

３　募集する商品（返礼品）

（１）次の条件を全て満たす商品であること。

ア　本市の魅力が体感できる商品又は本市のＰＲにつながる要素を持つ商品であること。

イ　次のいずれかに該当すること。

（ア）市内で生産されたもの

（イ）原材料のうち半分を超える割合が市内で生産されたもの

（ウ）製造、加工等の工程のうち半分を超える割合が市内で行われたもの

（エ）市内で提供されるサービス等

ウ　商品等の販売実績があり、品質及び数量において安定供給が見込めること。この場合において、期間限定及び数量限定で供給可能なものを含む。

エ　飲食物の場合は、出荷後７日程度の賞味期限を有していること。

オ　ふるさと納税の趣旨を踏まえ、次に掲げる商品でないこと。

（ア）金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、通信料金等）

（イ）資産性が高いもの（電気・電子機器、貴金属、ゴルフ用品、自転車等）。ただし、価格が高額でないもの（梱包等含む、税込１０万円未満）のものについてはこの限りではない。

（２）商品は、おおよそ次の価格区分に分類します。

|  |  |
| --- | --- |
| 寄附金額区分 | お礼品の価格 |
| １万円 | ２，４００円相当（税・梱包代込み） |
| ２万円 | ６，０００円相当（税・梱包代込み） |
| ３万円 | ９，０００円相当（税・梱包代込み） |
| ５万円 | １５，０００円相当（税・梱包代込み） |
| １０万円以上 | 配送料等考慮の上、市で決定します |

　　※　上記以外の区分につきましても、別途設定します。

※　配送料は、基本的に安城市が負担します。ただし、クール便利用の場合や、重量又は大きさにより配送料が高額となる場合は、別途協議します。

４　協力事業者のメリット

（１）ふるさと納税ポータルサイトのホームページにお礼品の画像、商品名、事業者名などを掲載します。

（２）お礼品発送時に、協力事業者の製品等のパンフレットを同封していただくことで、当該製品の販売促進、ＰＲが可能です。

【事業イメージ】

⑤お礼品発送

配送業者

ふるさと納税者

（寄附者）

②寄附・お礼品の選択

④集荷

（配送業者が伺います。）

取りまとめ業者

（（株）さとふる）

協力事業者

①個別契約

③お礼品準備依頼

安城市

⑥代金の請求・支払い

委託契約

５　取りまとめ業者

　　効果的な運営、安心安全を考慮したお礼品の手配、顧客・配送等に係るデータ管理の適正管理、クレー

ム対応等に万全を期す必要があるため、次の業者を取りまとめ業者として指定しております。

【取りまとめ業者】

　　所在地：東京都中央区京橋二丁目２番１号　京橋エドグラン１３F

　　名　称：株式会社さとふる

　　ＴＥＬ：０３－６８９５－１８８３

６　申込方法

　　「ふるさと寄付金返礼品提供パートナー申請書（様式１）」により、事業内容及び取扱商品等を総合的に判断して市長が決定し、応募者に通知します。

７　個人情報の取扱い

協力事業者は、この事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守すること。

※寄附者の個人情報は、ふるさと納税のお礼の品の送付以外の目的で使用することができません。ただ

し、商品発送の際に、パンフレット同封により改めて寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手さ

れた個人情報は対象外です。

８　その他留意事項

（１）協力事業者は、あらかじめ申込みをした商品を変更し、又は辞退する場合は、速やかに取りまとめ事業者（㈱さとふる）へ報告するものとします。

（２）協力事業者は、商品の品質等に関して、寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとし、苦情内容については取りまとめ業者へ報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応については、市は一切責任を負いません。

（３）市は、登録された事業者が本要項２及び３に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を中止することがあります。

（４）ＳＤＧｓの推進及び事業者同士の情報共有や情報発信を目的とした、「あんじょう共創パートナー制度」への登録を推奨します。

９　問い合わせ先

安城市役所　企画政策課公民連携係

電　話：０５６６-７１-２２０４　　電子メールアドレス：kikaku@city.anjo.aichi.jp